



4月に中学校へ入学する、またはひとり親家庭で3月に高校等を卒業した方へ

福祉医療費受給者資格が3月31日で終了した方でも、新たに別の区分に該当する場合があります。

仙北市に住所があり、身体障害者手帳1〜3級または療育手帳Aをお持ちの方は障がい者の区分で、ひとり親家庭の12歳以上(中学生以上)18歳まで(高校等卒業まで)の方についてはひとり親家庭の区分で、引き続き福祉医療に該当する旨の通知を対象者に郵送しましたので、通知が届

いた方はお近くの市役所各庁舎・出張所で申請をお願いします。申請いただいた月の月初めから新たな区分で福祉医療に該当することとなります。

また、現在福祉医療費受給者証をお持ちでない方で、前記障がい者の区分やひとり親家庭の区分に該当すると思われる方(ひとり親家庭の区分は所得制限があります)や、その他不明な点がある方は、市民生活課国保年金係までお問い合わせください。

現在、福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

福祉医療費受給者証をお持ちの方で、次に該当する場合は届出が必要です。

- ◎加入している健康保険証が変わったとき
- ◎住所や氏名が変わったとき
- ◎ひとり親家庭ではなくなったとき(事実婚含む)
- ◎転出、死亡したとき
- ◎身体障害者手帳、療育手帳の等級が変わったとき
- ◎受給者証を紛失、汚損、破損したとき
- ◎受給者証の有効期限が切れたとき

健康保険証、身体障害者手帳または療育手帳(障害者の区分で該当している方)、受給者証、印鑑をお持ちのうえ、お近くの市役所各庁舎・出張所へ届出をしてください。

国民健康保険第三者行為(交通事故など)による届出について

交通事故などで国保を使う場合は必ず届出をしてください

提出していただく書類

- ① 第三者行為による被害届
- ② 事故発生状況報告書
- ③ 念書(被害者側)
- ④ 同意書
- ⑤ 事故証明書
- ⑥ 人身事故証明書入手不能理由書(事故証明書が物件事故の場合)
- ⑦ 自損事故による傷病届(自損事故の場合)

※交通事故の場合は①〜⑥もしくは⑦、それ以外は①、③、④を提出してください。

その他注意点

- ◎ 同乗していた自動車事故を起して負傷した場合でも、第三者行為による届出が必要です。
- ◎ 飲酒運転や無免許運転など、法令違反の場合は国保が使えません。
- ◎ 示談の内容によっては国保が使えない場合がありますので、加害者と示談する場合は必ず事前にご連絡ください。また、示談成立の場合は示談書の写しを提出してください。

第三者行為とは

第三者(自分以外の人)が原因となり、治療を受ける事になった場合を指します。主な例が交通事故です。

ただし、これは本来加害者が負担するべき治療費を仙北市(国保)が一時立替えているものであり、後日加害者に立替え分を請求することになります。

平成28年度からの後期高齢者医療の保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっています。平成28年度からの保険料率に変更はありませんが、所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、5割軽減と2割軽減の対象が拡大されます。改定後の保険料率に基づく保険料額は、平成28年7月中旬頃に皆さまに通知する予定です。

後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額 = 均等割額 + 所得割額

均等割額: 県内の加入者全員に等しく納めていただく金額です。

所得割額: (所得×所得割率) 加入者本人の所得に応じて納めていただく金額です。

▶ 保険料率は変更ありません

平成27年度まで		平成28年度から	
均等割額	39,710円	均等割額	39,710円
所得割率	8.07%	所得割率	8.07%

▶ 均等割額の軽減措置

(軽減割合は変更ありませんが、5割軽減と2割軽減の対象が拡大されます)

世帯主と被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額 H27年度まで	均等割額 H28年度から
基礎控除額(330,000円)	8.5割	5,956円	5,956円
被保険者全員の年金収入80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,971円	3,971円
基礎控除額(330,000円)+265,000円×被保険者の数	5割	19,855円	19,855円
基礎控除額(330,000円)+480,000円×被保険者の数	2割	31,768円	31,768円
後期高齢者医療制度加入前に被用者保険の被扶養者であった被保険者	9割	3,971円	3,971円

参考(改正前) 5割軽減「基礎控除額(330,000円)+260,000円×世帯の被保険者の数」
2割軽減「基礎控除額(330,000円)+470,000円×世帯の被保険者の数」

▶ 所得割額の軽減措置(軽減割合は変更ありません)

被保険者本人の総所得金額等	軽減割合
58万円以下(年金収入のみの場合は、153万円~211万円以下)	5割

▶ 賦課限度額(賦課限度額は変更ありません)

平成27年度まで	平成28年度から
57万円	57万円

保険料率の算定について

2年ごとに改定される保険料率は「秋田県後期高齢者医療広域連合」が決定しています。市町村では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書を皆さまに送付しています。

今回の保険料率改定では、医療費の今後の伸びや、被保険者数の推移により算定しています。

問合せ:

秋田県後期高齢者医療広域連合

業務課 ☎018-853-7155

総務課 ☎018-838-0610